

西南学院大学ヨーロッパ 国際機関研修学生向け講演

2020年2月17日
欧州連合日本政府代表大使
兒玉和夫

目次

I. グローバル人材に必要とされる資質とは（哲学編：自分本位の確立）

1. 自分本位を確立するための基本原則 3
2. 他者が自分と対等の人格を有していると認めることができないとどうなるか？ 4
3. 対人関係倫理から見た人間存在の本質とは？ 5
4. 国家が実践すべき対国家倫理とは？ 6
5. 20世紀に2度の世界大戦を引き起こした。その反省から、生まれたものが国連であり、世界人権宣言 . . . 7
6. 世界人権宣言の最も重要な部分（その1：市民的自由権の確立） 8
7. 世界人権宣言の最も重要な部分（その2：政治的自由権の確立） 9

I I. グローバル人材に必要とされる資質とは（実践編：21世紀の教育の中に回答あり）

1. 21世紀の教育が直面している課題について 10
2. 学校教育の重点、優先順位の再考 11
3. 思考方法、独創性、批判的思考、問題解決能力、そして判断能力 12
4. 創造的思考法について 13

I I I. 終わりに：皆さんにお伝えしたかったこと

1. 一番お伝えしたかったこと 14
2. 最後にもう二言 15

1. 自分本位を確立するための基本原則

第一原則: 人間は、「生まれながらにして自由」(born free)であり、「その尊厳と権利において平等」(equal in dignity and rights)である(世界人権宣言第1条)。

それは、個人が自由かつ尊厳ある人間として、他者と平等に遇される権利を有するということ。
言い換えれば、自尊心を持つということ。

第二原則: 次に重要なことは、自分がこの「基本的権利を有する」ということは、「他者もあなたと同様の基本的人権を有している」ということを認識すること。

第三原則: しかし、ここで直面する現実には、他者は、自分とは色々な点で、全く異なっていること、つまり、「多様性」、「相違」に満ち満ちた存在です。どういう関係を構築していくべきか？ 第三原則として確立すべきは、「他者が自分とは違う存在であること」、「他者は自分とは違う、多様であること」を認めつつ、根底において、「他者と自分は、人間として対等である」と認識し、そして、実践することです。

この三つの原則を自家薬籠中のものとし、実践するのは、言うは易く、行うは難しです。でも、若い皆さんには、この挑戦に挑んでももらいたい。なぜなら、世界中の人々と伍していくには、上記の自分本位確立の3原則を実践しないかぎり、彼らとの競争には勝てないからです。皆さんの将来は可能性に満ち満ちています。その可能性を実現するためには自分を本位を確立していただきたい。本日、皆さんに一番お伝えしたい結論は以上につきます。何故、このようなお話をするのか、これから説明させてもらいましょう。

2. 他者が自分と対等の人格を有していると認めることができないとどうなるか？

- ここで言う皆さん一人一人にとっての「他者」とは、身近な方から、両親、兄弟姉妹、祖父母、大学のクラスメート、サークルの友人、先生、将来の「配偶者」、将来の「子供」……「赤の他人」(見知らぬ外国人を含め)を全て含みます。
- 自分本位を確立する上で、最も重要なことは、自らが自尊心を持つと共に、他者の自尊心をも尊重すること。他者は、自分と同様に自由と平等に対する権利をもつ対等の人格であると認識することが大切。
- 今日日本を含む世界中で、このことが実践できていないからこそ、児童虐待(親子の間)、いじめ(クラスメートの間)、家庭内暴力(夫婦の間, 親子の間)がなくなる。
- 本日の講師は、きれいごとばかり言っているのではないか？今の皆さんの心の中は、そのような思いかも知れない。

3. 対人関係倫理から見た人間存在の本質とは？

ショーペンハウエルの人間観を紹介したい(キリスト教のみならず仏教にも通暁したドイツの哲学者; 1788~1860)

●人間の対人関係倫理の本質は、3要素に還元できると言います。

第一: 自己愛(エゴイズム) 自己愛とは、自分自身に「良いこと、利益になること」を欲する態度であり、「他者」の犠牲の上に追求されない限りそのこと自体、非難されることではない(人間の3欲(睡眠欲、食欲、性欲))。

第二: 他者愛(同情、人類愛、究極は自己犠牲を厭ない他者愛、キリスト教のアガペー(無償の愛)、仏教の慈悲の愛)

第三: 悪意(憎しみ、猜疑心、妬み、他人の不幸を喜ぶ)

●人は、自分でどうすることもできない天災、事故、病気等に直面して、絶望し、自らの境遇を呪い、往々にして、他者の幸せを妬み、悪事に手を染める。にもかかわらず、人間は、災厄に直面しても、忍耐し、その経験が、希望をもたらすことを知っている。更に、素晴らしいことは、人間は、災厄に苦しんでいる人(動物に対しても)、その苦しみに寄り添って、少しでも苦しみを軽減し助けてあげようとする、Sympathy & Compassion(同情と共感)で行動する存在。

●ところが、「自己愛」に「他者への悪意」が加わった時、対人倫理の問題が起こる。人間が生きるとは、3つの要素のせめぎ合いの中で自ら生きる道筋を見つけ切り開いていくこと。人生とは、自己愛と他者愛の両立、相克の道程。

(ケース・スタディ)

●入学試験不正は、何故非難されるべきものなのか？

「フェアネス」、「公正」という倫理の否定。親は、我が子のためよかれと思う。しかし、もし、本人は公正な競争試験で合格したと思っていたのに、実は、そうではなかった、と知った子の気持ち、人生は？

4. 国家が実践すべき対国家倫理とは？

●世界政治(国際関係)を考えると、そこでの基本的行動主体は、主権国家(sovereign nation state)

●主権国家間の行動(対国家倫理)を規定する要素は、次の3要素に還元可能。

第1要素: パワー(power)(国家の軍事力)

第2要素: 利益(interests)(国益)

第3要素: 価値(values)(普遍的価値, 規範としての, 自由、民主主義、法の支配、基本的人権)

●人類史の発展を、国家間の関係の発展という観点から振り返ると、理念型として以下の通り3つの型に分類できる。

第1類型: 「敵」か「味方」しか存在しない社会(紛争の解決は、軍事力で決着をつける社会(万人の万人に対する闘争の世界))

第2類型: 相互に相手の生存権を認め合う範囲内で、主権国家同士が、競争相手として存在する状態(紛争を解決するために自衛権の行使が否定されない, 現在の国連を中心とする国際社会の現実)。言い換えれば、ナショナリズムが横溢する国同士の関係。

第3類型: 生存権のみならず価値を共有する対等な関係(国家間の紛争は非暴力、対話により解決され、主権国家を超えた超主権国家の共同体, EUはその希有なケース)

5. 20世紀に2度の世界大戦を引き起こした。その反省から、生まれたものが国連であり、世界人権宣言。

国連の創設: 第二次世界大戦後の国際社会に新たな規範を導入した。(国家対国家の関係の規範化)

国連とは、2度の世界大戦を経て、2度とこのような悲惨な戦争を引き起こさないためのルールを各国を規律する国際約束として定めたもの(1945年10月24日発効。日本は、1956年国連加盟)。

その重要な部分は、

第一条(目的): 国際の平和と安全の維持、平和に対する脅威の防止、除去、侵略行為鎮圧のため有効な集団的措置をとること。(注:ここに明らかなのは、現在においても、国家間の戦争がおりうることを想定しているということ、第2類型の国際社会であることを前提)

第二条(原則): 加盟国主権平等、同時に、加盟国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国連に与えるものではない。

第24条(安全保障理事会の任務、権限): 国際の平和と安全の維持(第一条の目的)に関する主要な責任は安保理が負う。

第27条(表決): 安保理の決定(手続き事項を除く)は、常任理事国(米、ロ、中、英、仏5か国)全ての同意を必要とする。

世界人権宣言の採択(人対人の倫理、国家対国家の倫理を包括的に規範化)

●国連加盟各国の国民一人一人の基本的人権と人間存在の尊厳を認識することが、国内社会、国際社会を問わずに、平和、正義、繁栄をもたらす前提条件という考え方のもと採択されたもの。私流に言えば、世界人権宣言は自分本位を確立することの中味を明記したもの。

●自分本位の確立のために、世界中の全ての国が、自国民の基本的人権を確立し、保障することを求めたのが、世界人権宣言の最大の意義(1948年国連総会採択、日本はサンフランシスコ講和条約の前文で同宣言の実現に向けた努力を宣言)。

6. 世界人権宣言の最も重要な部分

その1: 市民的自由権の確立

- (1) 全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である(世界人権宣言第1条)。このことを認識することが、自由と正義と平和の基礎である(世界人権宣言前文; 日本国憲法前文は、「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」と表現していることに留意)。
- (2) (差別の禁止は、平等の権利確保と表裏一体) 全て人は、人種(race)、皮膚の色(colour)、性(sex)、言語(language)、宗教(religion)、政治上の意見(political or other opinion)、国民的もしくは社会的出身(national or social origin)、財産(property)、門地その他の地位(birth or other status)又はこれに類する事由による差別を受けることなく、全ての権利と自由を享受することができる(世界人権宣言第2条)。(日本国憲法第14条も同一)
- (3) 全ての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。(世界人権宣言第3条)。(日本国憲法第13条、「公共の福祉に反しない限り」の制約あり)

7. 世界人権宣言の最も重要な部分

その2: 政治的自由権の確立

(1)「自由」と「平等」が人間の尊厳の証(市民的自由権)であると宣言したのが世界人権宣言。そして、その尊厳が保持され、蹂躪されないようにするには、国家によるどのような権利保障が必要なのかについても世界人権宣言は回答を提供している。

(2)市民的自由権を最も保障する政治制度とは、国民主権を前提とする民主主義制度であり、その民主主義制度を担保する中核的な権利が政治的自由権、それらを定めたものが、世界人権宣言第21条及び第22条である。

●第21条: すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。(参政権)市民の意思(the will of the people)は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

●第22条: すべて人は、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。(「人間の安全保障」への権利)

(注)下線部の意義を噛みしめて欲しい。生まれながらにして自由、平等であっても、各個人は、その後の成長過程で、十人十色の異なる人生を歩む。それはまた、個人の責任に帰せられないところで、他者と比べて大きなハンディキャップを背負い、その結果が、「自己の尊厳」と「人格の自由な発展」を阻害する格差の拡大につながる可能性を意味する。国、更には、国際社会は、この第22条を担保する責任を有する。「格差」を放置することは、第22条違反ではないか、という問いかけは正当な問いかけである。

II. グローバル人材に必要とされる資質とは？

(実践編:21世紀の教育の中に答えあり)

1. 21世紀の教育が直面している課題について

(以下は、OECDのアンドレアス・シュライヒャー教育局長の分析を引用)

(問題意識としては、「既存のスキル、知識の陳腐化の加速度的進行」する中、学生一人一人が、社会人となる前に、自らの人生を通して、生きがい、自尊心を失うことなく生き抜いていくことができるようにするための教育が求められているのではないか？)

- より多くの教育を受ければ自動的に、より優れたスキルが身につき、より多くの社会的、経済的効果をあげられるということは、もはや自明ではなくなっている。
- 街には、就職できない大卒者があふれる一方で、企業は必要なスキルをもつ人材がみみつかからない、という矛盾に直面。
- もはや、学校で学んだことが、生涯にわたって有用であり続けるということではない。

2. 学校教育の重点、優先順位の再考

- (1) 教育内容を再生産する教育から、コンピテンシーを高める教育への転換（単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含め様々な心理的、社会的リソースを活用して特定の文脈の中で、複雑な要求（課題）に対応することができる力）。
- (2) コンピテンシー（課題解決、対応能力と取りあえず定義）を高める教育とは？
 - ・ 思考方法：独創性、批判的思考、問題解決能力、自らで判断する力の涵養。
 - ・ 連携、チーム・ワークといった働き方の習得。
- (3) 以上のことは、日本国内であろうが、国際社会、外国においてであろうが、同じこと。とりわけ、もし、皆さんが外国に雄飛して、異なる文化、宗教、歴史を背景に育った他者との間でも、切磋琢磨の競争を受け入れ、そして、共存する場に参加するために必須の条件と言える。

3. 思考方法、独創性、批判的思考、問題解決能力、そして判断能力

- (1) 今日、グーグルコンテンツにアクセスでき、ありきたりの認知技能はデジタル化されるか、アウトソーシングされ、仕事が急激に変化する時代にあっては、知識の蓄積にそれほどの意味はない。成功するために、はるかに重要なことは、思考方法、独創性、批判的思考、問題解決そして判断能力。
- (2) 加えて、世界と交流できるような社会文化的なツール（相手を対等のパートナーと認識した上で、外国語を駆使して、コミュニケーションできる能力の習得、語る内容も大切）（シュライヒャー局長は、日本の学校教育に今日新たな科目分野の導入を提唱しているわけではありません。）
- (3) 大切なことは、いかなる「知識」であれ、それを適切に、理解し、解釈し、分析し、改めて、伝達する能力と意欲を自らのものとすることです。

4. 創造的思考法について

- 創造的思考についての最新の論考を紹介したい。

“The Creativity Code: How AI is learning to write, paint and think” by Marcus du Sautoy

- 第一：探求的創造性(exploratory creativity):可能な領域の外縁を探索する(例:バッハの音楽は、バロック音楽の領域を広げ、その後のモーツァルトやベートーベンの音楽に道を開いた)。
- 第二：組み合わせによる創造性(combinational creativity):異なったタイプの概念構成を組み合わせることによって新たなものを生み出す(例:曲線美の建築へのキュービズム、抽象絵画の影響)
- 第三：革命的創造性(transformational creativity):アルゴリズム(問題解決の手順を定式化したもの、一例は、コンピュータープログラム)を作成するのが最も困難な創造性(例:ピカソのキュービズム;シェーンベルクの無調音楽;小説家ジェームス・ジョイスの小説作法「フィネガンズ・ウェイク」;アインシュタインの相対性理論)

AIが最も最後まで苦闘するとすれば、第三の創造性(言い換えれば、水が液体から蒸気という気体に変化するような変化を生み出す創造性)

皆さんは、どう思われますか？

III. 終わりに: 皆さんにお伝えしたかったことを整理します

1. 一番お伝えしたかったこと

- (1) 自分本位を確立するとは、自分は、自ら決定する自由意思力(volition power)をもった主体(Agent)であり、生まれながらにして尊厳をもった存在であるということに自覚すること。

Cf. 論語の5徳(仁・義・礼・智・信)も対人関係倫理を論じたもの。私は、論語を否定するものではありません。しかし、人間存在の基本が個人の自由と尊厳ということを教えない。

- (2) 同時に、他者が、自分と平等の主体であることを認めること。それこそが、自由と平等理念に基づいた社会、国家、国際社会を建設する大前提であることを知ってもらいたい。

- (3) 「他者との違い」を「違い」として受け入れ(多様性の承認と寛容の心)、対等の相手として、相互理解と共感(empathy)を深めて共存共栄を図る。

これこそが、グローバル人材に必要とされる資質です。

2. 最後に、もう二言。

●個人、国家の両方に対する理解を深めることは、つまりは、木と森の両方を見るということです。そして、その際、皆さんには、世界の大潮流(メガ・トレンド)は何なのかという問題意識も常に持ち続けていただきたい。私は、2030年までを視野に入れた場合、七大潮流があると考えています。

第一:先進国における少子・高齢化(欧州の世界人口のシェアは、現在の10%から7%に減少と予測)

第二:気候変動, 地球温暖化の高進

第三:世界経済の重心が、西(先進国)から東と南(中国, インドなど新興国)に移動する。

第四:グローバル化の継続(ヒト, モノ, サービス, 資本の移動の自由の地球規模への高まり)

第五:デジタル技術のインパクト(生産性, 所得分配, 環境等); ほぼ全ての企業はデジタル化される。

第六:先進国と途上国の間の格差は縮小する一方で、各国国内の所得・資産格差は拡大し、そのことが政治的, 社会的, 経済的リスクを高める可能性大。

第七:「自由と民主主義」の空間は、ジグザグな動きを見せながらも、地球規模で拡大する。

●最後にもう一言。「自分を対象化/客体化する視点」を忘れず、常に「自分だったらどうするか」という「当事者意識」をもってもらいたい。今の世の中あまりにも無責任な、評論家的コメントが多すぎる、と感じます。そして、「一人の人間として最後の譲れぬ一線に立ち至った時、敢然とその自らの一線を守り抜ける人間であれ。」

ご清聴ありがとう。(了)

(参考) 欧州連合日本政府代表部HPアドレス: <http://www.eu.emb-japan.go.jp>